

逐語録

（司会）

定刻になりましたので、ただいまから、北川原公園ごみ搬入路のこれまでの経過と市民参画による違法状態の解消策を探る検討会の発足などについての説明会を開催いたします。

本日は、酷暑の中、また大変お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

まずは、本日出席させていただいている職員を紹介させていただきます。

市長の大坪です。副市長の荻原です。環境共生部長の小平です。まちづくり部長の岡田です。政策法務課長の永島です。緑と清流課長の高木です。ごみゼロ推進課長の小澤です。施設課長の細谷です。都市計画課長の浅川です。最後に司会を務めさせていただきます環境共生部主幹の川鍋です。以上となります。

今回の説明会から、明星大学の伊藤雅春教授にご出席をいただいております。伊藤先生には、このあと説明いたします違法状態解消に向けた検討会で、都市計画や市民参画の専門家の委員としてご参加いただくこととなっております。違法状態の解消に至るまで、専門家として、また第三者的な立場で携わっていただこうと考えているところです。

また、本日は裁判の原告団の代表の方にもご参加いただいております。のちほど、ご挨拶をいただければと思います。

それではまず、配布資料の確認をさせていただきます。受付のときに、説明用のスライドと浅川水再生センターを位置付けた際に配布した昭和53年当時の広報、日野市・国分寺市・小金井市の可燃ごみ共同処理の覚書、最後にアンケート調査票、以上4点の資料をお配りしています。なお、昭和53年当時の広報は、下水道施設として都市計画決定した当時の状況がわかる資料としてお配りしたものです。ご参考にいただければと思います。

資料はお手元にありますでしょうか？

本日は前のスクリーンを使って20分ほど説明させていただきます。

その後、質疑応答に入らせていただきますが、会場の都合もあり、遅くても11時半ころまでには終了したいと思いますので、ご協力をお願いします。

本日の説明会は、手話による通訳が入ります。また、開催案内でもお知らせさせていただきましたが、オンラインによるライブ配信と後日録画配信を行います。個人が特定されない範囲で撮影させていただきますので、ご了承ください。

それでは始めさせていただきます。開催に先立ち、市長の大坪より挨拶させていただきます。

（市長）

本日は大変な暑さの中を、また日曜日の忙しい時間帯に、本説明会にご参加いただきまして誠にありがとうございます。北原公園ごみ搬入路裁判は令和4年9月8日に最高裁判所で、上告受理の申し立てが不受理となり二審の東京高裁の判決が確定いたしました。市としても、私自身としても、本件通行路の設置は、3市共同のごみ処理の流れの中で、地元の方と話し合いながら、地元の思いを実現することができたもの、違法ではないと考え、総合的な政策判断に基づき行ったことであります。しかし、結果として、都市計画を変更せずに通行路を設置した、その私の判断、行為が市に損害を与えたとされました。市民の皆さま方、

逐語録

特に北川原公園周辺の方々には、ご心配、ご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

思い返せば、平成25年に私が市長に就任する際に、馬場前市長が決断した、3市共同での廃棄物処理の広域化方針を引き継ぎ、事業を進めてきたところであります。当初は、本件通路については、地元の皆様の思いを酌んで、将来公園として整備するという都市計画に則した、公園内の通路も兼ねる「公園兼用工作物」として整備する考えでありました。平成27年にその具体的な配置図の案ができた段階で、関係官庁から兼用工作物には当たらないと、その方針が否定されました。本来であれば、このタイミングで一度立ち止まって、住民の皆さまの意見を聞きながら、都市計画について再考するべきであったと思います。しかし、3市のごみを溢れさせてしまっただけではならないとの思いから、今振り返れば、都市計画法等の趣旨を見誤り、このような手法を採ってしまいました。結果的に、その甘い判断が今回の事態を招いてしまったわけであります。今回の事態、市政に混乱を招いてしまったことについて深くお詫びを申し上げます。

今後は、判決の趣旨、法の趣旨を重く受けとめ、都市計画と異なる施設を設置した、その違法状態の解消に向けて、また、北川原公園の未来と搬入路の検討を、誠心誠意力を注ぎ、取り組んでいきたいと考えているところでございます。これまで、市民のみなさまにはこの件について広報等を通じてお知らせするだけでありました。今回、判決から時間が経ちましたが、市民のみなさまに直接ご説明させていただく機会を設けたところでございます。なお、本日は原告団の方もご出席をいただいておりますので、このあと、ごあいさつをいただきたいと思っております。私から以上でございます。本日はよろしくお願いたします。

（司会）

続きまして、本日もご参加いただいております原告団を代表して、窪田様からもご挨拶をいただきたいと思っております。窪田様、よろしくお願いたします。

（原告団代表）

住民訴訟原告団代理人でございます、窪田之喜です。「北川原公園内に設置されたごみ搬入路が違法である」として違法支出に対する市長個人の責任を求めた住民訴訟は、2020年の11月12日の東京地方裁判所判決と翌年21年12月15日の東京高等裁判所判決において市民の訴えが認められ、22年9月日野市長の上告受理申し立てが不受理となり確定いたしました。その後、日野市議会は、市長の個人責任の免責議決をし、市長は別途金銭責任を負うという結果になりまして金銭賠償問題は終結しました。判決は、「都市計画が行政をしばる」あるいは「都市計画を使って市民が行政に提言する」という貴重な先例になったと理解しております。今北川公園計画の原点を再確認する必要があるのではないか。これは判決が提示した重要な視点でした。日野市石田地域は、土方歳三の生家やその墓所のある石田寺のある地域で、観光スポットにもなっていますけれども、ごみ焼却場、し尿処理場、下水道処理施設が集中する地域でもあります。この地域からすると反対側の地域ですね。日

逐語録

野市の下水道の終末処理場が石田地域につくられる計画は、1978年、昭和53年11月に決まりました。当時、森田市長は、こう言っています。「この大事業を達成する力は、全市民の決意と合意を結ぶまごころである」、「ゴミとし尿処理場も同じ地域にあるのに加えて下水処理場を持ち込むのかと被害感と不満感が地域感情となっている」状況の下で、「環境を根本的に良くする対策と、日野市の玄関にふさわしいまちづくりを進める」と公約して同地域の区画整理事業と北川原公園計画を打ち出したのでした。本日配られた昭和53年広報をご覧ください。今回の裁判は、この原点を再確認する機会ともなりました。

原告団は、判決確定後直ちに、搬入路の公園外への設置等を日野市に求めました。日野市は、極めて迅速且つ積極的に対応され、判決確定の翌月には、原告団と合意し、「北川原公園が都市計画決定された歴史的経緯から、同公園の早期実現と公園外へのゴミ搬入路の設置が求められていることをふまえて、技術的、財政的な問題も含めてあらゆる方策を検討する。市民参加、市民合意の下に検討を進める。」等4項目の合意を結びました。原告団も、この合意を実現するために日野市と協議を重ねて、今日に至りました。

日野市は今、これまでの経緯と北川原公園づくりを阻害しないごみ搬入方法の検討について、地元の方々はじめ全市民に向けて説明と対話に乗り出し、今回、今日の説明会が7回目となります。今日の報告と意見の交換の場は、その重要な機会となります。私たちは、この市政の新しい積極的な方針が、ごみ搬入路を公園外に設置し北川原公園づくりを大きく前進させる重大な決断であると受け止めています。市と原告団の合意書は、第2項目、第3項目で、新設した可燃ごみ共同処理施設は石田地区から「30年間で撤退する」との地元住民に対する約束を守ること、そのために、小金井市、国分寺市との協議をすみやかに開始するとともに、日野市民もまた、この約束を守る責任を共有し、ごみゼロ社会の実現に向けた抜本的なごみ減量の取り組みを進めることをうたっています。本日は、この点についても忌憚のないご意見を交換され、市民と行政が語り合う、貴重な機会としていただきたいと思います。ゴミ搬入路問題を日野市と市民の自治的な努力によって解決し、市民の共同で魅力ある北川原公園づくりを進める機会となるように、また、30年後を展望したごみ処理の在り方とまちづくり全体を行政と市民の共同で大きく前進させる機会とするために、原告団も力を尽くしていきたいと思えます。本日はよろしくお願ひ申し上げます。

（司会）

ありがとうございました。それでは、説明に入らせていただきます。前のスクリーンかお手元の資料をご覧くださいながら説明をお聞きください。それでは、市長お願ひいたします。

（市長）

それでは、着座にて説明させていただきます。

【スライド3ページ】

まず、はじめに、これまでの経緯でございます。北川原公園のごみ搬入路については、日野市、国分寺市、小金井市の3市による共同処理施設の建設とともに、検討してきた課題で

逐語録

ありました。日野市内も含めて、3市の可燃ごみ処理施設へのごみ収集車の通行路として、北川原公園予定地に暫定的に設置したものです。この通行路の設置は、暫定的であっても、都市計画法に違反するとして提訴され、住民訴訟として争ってきたもので、昨年9月に最高裁にて上告不受理となり、市の敗訴が確定いたしました。今回の説明会は、この判決を真摯に受け止め、まずは、この裁判がどのようなものだったのかを、市民の皆様の説明させていただき、ご理解いただくところから進めていくべきと判断し、開催をさせていただきました。

【スライド4ページ】

次に、公園、搬入路及び周辺の状況について、でございます。まず位置関係を確認させていただきます。こちらの図面は、上が国立方面、下が八王子方面で、上部に多摩川、中央下から右上にかけて浅川が流れております。多摩川上流側から、北川原公園、公園を分断する形で日野バイパスが通り、その右の多摩川下流側が浅川水再生センター、さらにその右の下流側の合流点付近がクリーンセンターとなります。

【スライド5ページ】

まず、クリーンセンターについて説明させていただきます。クリーンセンターは、可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみの処理や分別を担っている施設でし尿処理も行っております。昭和の30年代ごろから、ごみの収集や処理は、住宅密集地域や大規模な住宅団地が出現してきたことによって、個々の処理から一括した収集、処理が必要となってまいりました。また、し尿処理は、農家の肥料として利用しておりましたが、畑だけでは処理しきれず、また化学肥料の普及によって、肥料としての需要が減って、処分に苦慮し始めていました。このような状況から、昭和34年に日野市衛生処理場を設置し、一括してごみ焼却、し尿処理を開始したのが、クリーンセンターの始まりであります。昭和48年には、地元の皆様と協議する場となる地元環境対策の会議体も発足しております。昭和60年に、現在の日野市クリーンセンターに名称を変更し、人口増加に併せて処理量や施設規模も拡大し、現在に至っております。

【スライド6ページ】

次に、浅川水再生センターについて、でございます。急速な都市化に対応するため、流域下水道施設が必要となって、地理的、地形的に適地であると判断され、この地域が選定されました。今日、会場にお越しの方には、昭和53年に発行した広報をお配りしております。当時の状況や背景、施設概要がわかる資料となりますので、ご参考にいただければと思います。このような背景から、浅川水再生センターは昭和54年1月に東京都の流域下水道施設として都市計画決定されました。昭和55年には事業が認可されて、昭和62年から建設工事が着手し、平成4年から運転を開始しております。

【スライド7ページ】

続きまして、北川原緑地と北川原公園について、でございます。この図面は、緑地と公園の位置を示しております。浅川水再生センターが計画される前は、下流側に北川原緑地がありました。

【スライド8ページ】

逐語録

浅川水再生センターの用地は、昭和36年から北川原緑地として、都市計画決定がされておりました。昭和54年に流域下水道施設として都市計画決定したことは先ほど申し上げましたが、それに併せてこの北川原緑地は廃止することとなりました。ただし、クリーンセンターでの、ごみ、し尿処理や浅川水再生センターでの下水処理など、いわゆる迷惑施設が隣接されており、周辺地域の環境改善を図るためには、緑地や公園等の設置が必要であるとし、新たに北川原公園として都市計画が決定されております。この北川原公園については、日野バイパスを挟んで、下流側は浅川水再生センター用地として、東京都が用地取得をしております。また、日野バイパスの上流側は、昭和58年9月より日野市が用地取得をしております、平成18年に完了しております。

【スライド9ページ】

次に、ごみの搬入について、でございます。この図面はごみの搬入ルートを示しております。青い矢印は、浅川堤防ルートで、モノレール通りから新井橋北側のクリーンセンター入り口交差点を右左折し、浅川沿いを通るルートとなります。赤い矢印は、多摩川堤防ルートで、日野バイパスから北川原公園のごみ搬入路を経て、多摩川沿いを通るルートとなります。20号バイパスの上り方面側は、日野市の入口、小金井市・国分寺市2市の出口となります。また、下り方面側は、日野市の出口、小金井・国分寺2市の入口となります。

【スライド10ページ】

こちらは、現在の北川原公園の概略図となります。図面の左側が八王子方面で、右側が国立方面となります。国道20号バイパスの上側が北川原公園で、いろいろな広場があって、駐車場も整備されております。また下側は、市が東京都から借用し、北川原広場として一般開放しております。黄色い線は、収集車がごみ焼却施設に向かうルートとなります。また、緑の線は、ごみ焼却施設から帰るルートを表しております。

【スライド11ページ】

ごみの搬入状況でございます。3市による可燃ごみの共同処理は、令和2年4月より本格稼働しております。3市の共同処理以前は、すべてのごみ収集車は浅川堤防ルートを通して搬入しており、一日当たりの平均では、約160台のごみ収集車の往来がありました。3市の共同処理以後は、これまでの浅川堤防ルートを通行する収集車は、日野市の不燃ごみや資源ごみの収集車のみとなりました。現在、一日当たりの平均では、約90台の収集車が往来しており、以前と比べ、約70台の低減がされております。また、日野市も含め3市の可燃ごみの収集車は、多摩川堤防ルートから搬入することになっております。現在、一日当たりの平均では、約170台のごみ収集車が往来しており、二つのルートをあわせて、一日当たり平均約100台増えている状況であります。

【スライド12ページ】

次に、今回の裁判の経過や流れについて、詳しく説明いたします。北川原公園予定地にごみ搬入路を設置した背景としましては、やはり3市での共同処理を決定したことが大きな要因となります。しかし、3市での共同処理の話が出る以前から、搬入ルートについては大きな課題がありました。市では、長年、周辺地域の皆様と環境対策について対話をできてお

逐語録

りますが、平成17年に当時の協議の場であったクリーンセンター地元環境対策委員会において、従来の浅川堤防ルートを変更するよう要望を受けておりました。喫緊に迫った2市の可燃ごみを受け入れるにあたり、周辺の住宅地に配慮する必要があり、また地元の要望にも沿うことから、北川原公園予定地に共同処理の期限である30年間の暫定措置として収集車の専用路を設置いたしました。その後の専用路については、公園の機能も兼ねられるよう計画を策定し、公園兼用工作物として供用開始しており、現在に至っております。

【スライド13ページ】

この市の対応について、今回ご出席いただいている原告団の方々から、一つとして「都市計画の変更手続きをしないでごみ搬入路を設置したことは都市計画法違反である」こと、二つ目として「市長の裁量権を逸脱するもので、このごみ搬入路に公金を支出したことは違法である」として、住民監査請求が出されました。その理由は、先ほど説明した北川原公園を位置付けた背景には、迷惑施設が集中するこの地域に対する感謝の意が込められており、ごみ搬入路の設置は地域の環境改善にはならず、また公園機能とも両立はしない、としております。なお、住民監査請求とは、市に不当な会計行為等があるときに監査を求めることができる制度で、今回の住民訴訟の前提となるものであります。また、監査結果に不服等があった場合に裁判所へ訴訟を起こすことができます。今回の住民監査請求では、日野市の監査委員による監査が行われ、その結果、住民側の請求は棄却されました。このため、次の段階として、住民訴訟に移っていき、今回の裁判となりました。

【スライド14ページ】

次に裁判の判決について、でございます。1審、2審とも市は敗訴し、市は控訴及び上告し最高裁まで進みました。2審の判決内容は、一つとして原告側が主張されていた「都市計画を変更せず通行路を設置したことは都市計画法違反であること」、二つ目として「市に対し搬入路を設置したことで市に損害を与えたとして、市長個人に約2.5億円の支払いを請求せよ」というものであります。

理由としましては、通行路はごみ運搬車の通行路であって公園の効用を有するものとは言い難く、また、30年間の使用は暫定的な利用とは言えない。このため、通行路の設置は都市計画の実質的な変更と評価すべきものである、というものであります。そして、市は最高裁に上告し、令和4年9月8日に不受理となりこの判決が確定いたしました。

【スライド15ページ】

判決が確定したことによって、現在の公園内の搬入路は違法状態となりました。この判決結果を受けて、市としましては、立ち止まって検討すべき時期がありましたが、3市のごみを溢れさせてはならないとの思いから前へ進めてきており、そのことを深く反省しなければならないと考えております。また、地方自治の本旨、住民自治のあり方、市民参画のあり方という問題に大きく関わるものとして受け止めているところでございます。このような反省や市の受け止め、また北川原公園及びごみ搬入路が違法状態であり早期の解決が必要であることから、令和4年10月に市と原告団との間で合意書を取り交わすことになりました。この合意内容に沿って、都市計画法における違法状態の解消に取り組んでいくことにな

逐語録

ります。

【スライド16ページ】

このスライドが原告団と取り交わした4つの合意項目となります。1つ目は、北川原公園の歴史的経緯から、同公園の早期実現と搬入路の公園外への設置が求められていることを踏まえ、技術的、財政的な問題も含めて、あらゆる方策を検討すること、また、広く市民や研究者、専門家を募り市民参画、住民合意のもとで検討を進めること、としています。今回の説明会は、広く市民を募り、また市民参画や住民合意の前提として、市の説明や理解していただく努力も足りない判断し、開催しているものとなります。2つ目は、3市の可燃ごみ処理施設の計画・建設過程において、行政に対する不信感、住民同士の意見対立を招いてきたことを市長として深く反省し、日野市から概ね30年間で撤退することを3市で再確認し、すみやかに協議を開始すること、3つ目は、脱焼却を含めたごみゼロ社会の実現を目指し、「30年間で撤退」することを市民と共有し、市民参加で抜本的なごみ減量の取り組みをすすめること、4つ目は、確定した判決の内容、及びこの合意書に基づく日野市の方針を国分寺市、小金井市、浅川清流環境組合に報告し、理解と協力を求め、またその際、判決および合意の内容などを、原告団とともに直接報告する機会をつくること、となっております。

【スライド17ページ】

次に市長個人に対する約2.5億円の請求について、でございます。こちらにつきましては、約2.5億円の市の債権を放棄する議案を令和4年第1回日野市議会臨時会上程させていただきました。この債権放棄の議案を上程した理由については、本件契約締結については、あくまで日野市クリーンセンターへの廃棄物搬入ルートに沿線住民の安全安心の確保と、住環境の保全を図るために行ったものであり、市長個人に不法な利得を図る目的はなく、かつ、現に不法な利益は得ていないため、であります。この議案については、議会の中で慎重に議論を尽くしていただき、その結果として、全会一致で可決していただいております。これにより債権は放棄させていただくことになりましたが、市長として責任がなくなったわけではございません。このような事態となり、市政に混乱を招いてしまったことについて、重ねてお詫びするとともに、深く反省するところであります。

【スライド18ページ】

最後に、今後の取り組みについて、でございます。一つ目として、まずは市民のみなさまへの周知と説明を行います。今回の件を市民の方々に丁寧に説明することが重要と判断いたしました。北川原公園周辺4自治会地区の住民の方々については、4月25日に説明会を開催させていただきました。また、クリーンセンター地元5自治会地区の住民の方々についても、5月25日に説明会を開催させていただきました。今日を含めた今回の説明会は、市民の方を対象としたもので、多くの市民の方にご参加いただけるよう市内の全中学校で開催しております。また、ご参加いただけない方、他の会場の様子を知りたい方は、すべての説明会を動画配信しますのでご覧いただければと思います。

【スライド19ページ】

二つ目として、違法性解消に向けて検討会を設置していきたいと考えております。構成員と

逐語録

しては、研究者や専門家を含めた会議体を組織し、市民参加、住民合意をもとに進めてまいります。検討にあたっての方針としては三つあります。一つ目は「早期に違法状態の解消を図ること」二つ目として「行政に対する信頼を回復すること」三つ目として「新たな住民同士の意見対立、紛争を招かないこと」この三つを念頭に取り組んでまいります。また、検討方法については、様々な方策をご提案いただき、それを検証してまいります。その提案の中から、技術面・財政面など総合的に解決策を導き、住民の合意形成を図ってまいります。私からの説明は以上となります。このあとの今申し上げた検討会の詳細について、環境共生部長より説明させていただきます

【スライド20ページ】

環境共生部長の小平でございます。今後取り組んでいく検討会についてご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。検討会は、10月に発足したいと考えています。任期は、令和5年10月1日から令和7年3月31日となります。月1回程度の頻度で開催し検討を進めてまいります。また会議は、今回と同様にオンラインでライブ配信をして多くの方に参加いただきたいと考えております。検討会の委員としては、市民参画、都市計画、公園、景観等の専門家、原告団代表、周辺住民の方、公募市民と市関係部長を予定しております。この説明会のお知らせと併せて、検討会の市民委員を8月末まで募集しております。ご興味のある方は、ぜひご応募いただければと思います。今回ご出席いただいております伊藤先生も市民参画や都市計画の専門家として参加していただくこととなっております。

【スライド21ページ】

検討会における検討プロセスです。まず、ステップ1として、課題解決につながる方策を委員のみなさまからご提案いただきます。ここでは、ごみ搬入路の違法状態を解消できる方策をすべて出していきます。そのうえで、ステップ2として、ステップ1で出された方策の一次選定を行います。ここでは、実現可能性や費用などの概略により、実現性のある方策に絞ります。次に、二次選定として、一次選定した方策について、より詳細に比較・評価し、最適案を導き出します。一次選定や二次選定においては、影響のある北川原公園周辺の方々のご意見やご要望も伺いながら行ってまいります。

【スライド22ページ】

最適案が示されましたら、次の段階として周辺地域はもちろん市民全体での合意形成が必要であると考えています。ステップ4では、検討会でこの合意形成をどのように行ったらよいのかも、ご検討ご議論いただきたいと考えています。その議論を踏まえ、ステップ5として、合意形成を図っていきます。一定の合意形成が図られましたら、市で最終的に解決策を決定するとともに、速やかに解決策に基づいた手続き、事業を実施し違法状態を解消していくこととなります。検討会では、少なくともステップ4までが役割となります。私からの説明は以上となります。

（司会）

前のスライドをご覧ください。ちょっとお手元の方には載ってないんですけども、現在の北川原公園の状況となっております。開催案内の方でもこのような写真が載っていたかなと

逐語録

思います。こちらがですね、あの北川原公園の、ごみ搬入路を表しているものでございます。橋等の段差がわかるかわかる状況としてですね、写真を掲載させていただきました。こちらがですね、北川原公園の端の方から石田大橋の方を撮影したものとなっております。最後に北川原広場。北川原公園の反対側の搬入路を写した写真となっております。現在はこのような状況で搬入路として使っているものとなっております。

（司会）

それではこれより質疑応答の時間とさせていただきます。ただいまの説明につきましてご質問ご意見等がございましたら、挙手をしていただき、ご発言をお願いしたいと思います。参加の方も多くございますので、できる限り一問一答というような形で多くの方からご意見ご要望、ご意見、ご質問等を受けたいと思っております。なお、手話による通訳をさせていただいておりますので、なるべくゆっくりとはっきりとご発言いただきますようお願いいたします。それでは、ご意見ご質問等ある方は、ございますでしょうか。では一番向こう

（市民）

はいそれではですね、資料の中の、質問させていただきますけども、ちょっと資料の内容だけではよくわからないもんですから、ちょっとご質問させていただきますけども、17ページ。債権放棄の話なんですけども、これについては、私も市のですね、今までのやってきたこの裁判の中での内容とか裁判の判決の内容等を拝見させていただく中で、17ページの債権放棄、裁判所はですね、要するに違法だということについての話と、その損害賠償という話ですよね。この2.5億円のこの市の債務放棄という話なんですけども、市のやってきた内容ってというのは、要するにいろいろやっていましたけども、内容的には法律違反だということなんです。内容的にも全市の職員の皆さん、副市長、市長はじめ、皆さんその行為を誰一人となくおかしいねというようなことがなく、進められてきておられるっていうのが、資料を見るとわかるんですけども、そういう中でね、今回の判決が出て、法律違反だという判決が出たっていうことは、これは重大なですね、過失行為であって問題の話だというふうに思っているんですけども。その出た、裁判で出た内容に対して、要するにこの市の債権放棄という、ここに理由っていうのが書かれています。要するに、沿線住民の安全安心と住環境の保全を図るだと、これ裁判の中でも、こういう経過はお話されているんだと思うんですけども、その下のですね、市長個人に不法な利得を図る目的がなく、かつ、現に不法な利益を得ていないと。この理由っていうのは、こんなことやったらですね、刑事事件で、当然、警察に捕まる話なんです。これ私がこの理由ってのは論外で、そうじゃなくて、今回の裁判の中で、市がやってきたことについてね、どうだったのかと。そのことをきちっと反省し、責任を取るというふうなことを考えた場合には、私はこの市の債権放棄案というのは、それは自治法上ね、債権放棄を議会に出すことができるっていうこと書いてありますよ。書いてあるからといってね、本当にそれができる内容なのかということを感じるところがあるんですけども。ですから、これどうして、この100%債権放棄という内容を決められたのか。市長個人は市長個人、2.5億円という市が請求しなさいということですから、市長個人が

逐語録

そのことについて何か申すということになったら、それは何か変だと思っで、これについてはね、副市長以下、どういう形でこの100%債権放棄という、こういう考えに至ったのか。私個人的には、これはやっぱり裁判として受けざるを得ないと。けども、何らかの形で、免責というような内容っていうのは、私も資料を見る限りでは、そこは相談できる内容があるんじゃないかというふうに思っで、ただ日野市は、債権放棄に関する条例は作られてないですね。基本的には。立川だとかいろんなところ、私もわかっでますが、八王子もそうなんですけど、でもそういうのがないわけですよ。ないんだけど、市長がそれを反省と責任ということでね、そういうふうになれば、私はね、市の関係者の皆さん、さらには議会、議会も責任があると言っでいるけども、今だ何一つ中身が出てきてないわけですよ。けど市長トップが、そういうふうな形になるってことは、何らかの形でみんな一人だけに背負わせるというようなことについては、それなりにみんなそういう人たちも何かしなきゃいけないねというふうになるかなというふうには、期待はしてっでるんですよ。当然、市長の皆さんの応援団も、当然そこはいろいろ応援するんでしょけど、そういうことでね、何を質問したかっでいうと、要は何でこれ市が100%債権放棄というふうに、この判断してっでる、したのかっでいうところが、もうちょっと市民の方、たくさんの方、この判決に対して向き合っでないんじゃないのというふうにな、感っでるんでそこはぜひどうしてどうかっでいうところを、ぜひ市長からっでいうよりも、副市長からでも紹介いただければなというふうに思っでるんですけど、ちょっと質問が、ちょっとおかしい質問であつたらちょっとごめんくださいということなんですけど、ちょっとよろしくお願ひいたしたいと思っでます。以上です。

⇒ (市長)

債権放棄で条例等がある、法律が変わっで、ある年度からちょっと平成29年ぐらいですかね、法改正で、各自治体で債権放棄についても、限度額を決めるということをやり始めました。それまではそういう規定がなかったねと。日野市の場合、裁判が起きたときに条例も既になかったんで、そういう条例を作つたとしても、適用できなかったわけであります。当然100%といつても市長の責任あるだろうということで、日野市の場合には市長の1年分の報酬をと責任を取らせるという形でのご議決をいただいたということであります。それで十分かどうかと言われれば、それはいろいろご意見があると思っでますが、まずはそういう形で議会の方で議決をいただいたという経緯がございます100%という議案提出でありましたが、それとセットであるということは、ちょっと補足をさせていただきます。あと、副市長以下の責任ということは当然、私1人で進めたわけではなくて当然いろいろな会議体やいろいろな意思決定があつて、最終的に私が決裁したわけでありますが、当然、市の組織としてこの問題は責任を取らなきゃいけない。まだ、住民訴訟の構造が市長個人にという話になっておりますんで、見た目としてはですな、なぜ組織が問われないのかという、なぜ議会の責任問われないのかというふうになりますけど、その住民訴訟の構造自体そうなりますので、市が市長が個人の責任をとるという話になってしまうということになりま

逐語録

す。ただ、当然市としては今後の都市計画法違反について、これを解消するという
ことで組織としての責任を果たしていかなければならないということで全力を挙げて
今日の説明会も臨んでおります。また議会においても、債権放棄の中で、当然、今後
の原告団との合意、それから今後の違法解消の進め方もセットで慎重審議をしてい
ただいて、それも併せて議決をいただいたと。だから全会一致なんですね。単純に市
長の債権放棄というだけではありません。そういう今後の解決策も含めての、もう債
権放棄の議決であったという意味合いもあります。以上です。

（市民）

ちょっといい、関連しているんで

（司会）

それじゃ、簡潔に。

（市民）

ただね、市長ね、今のお話なんだけど、でも裁判でやっぱりやった行為っていうのは、そ
れだけの金額を投じておられて、これから原告団との合意の内容を見れば、他に道路を造る、
整備するというふうな合意の内容になっているじゃないですか。そうなった場合には、今の
北川原公園の中の、今や整備した内容っていうのは、東京都の方を借りているところは、当
然、更地にしていかなきゃいけないし、いろんな意味でそこがね、100%損になったかっ
ていうとそうではないんだけど、損になる部分もあるわけじゃない。そういうことに対し
ての損害っていうのも、やっぱりあるわけじゃない、内容的には。それについてはどういうふう
に考えているのか。新たなその整備っていう内容も出てくると思うんですけども、そういうも
のを含めて、要するに今市長は、

（司会）

すいません。マイク近づけて、皆さん聞こえないので、

（市民）

聞こえない。要はだからそういう市の損害っていうのは、市民のお金の損害っていう、そこ
の部分っていうのは何をどこまで見ているのか。市長、1年間分の報酬を考えるとという話と
か、あの副市長も、金額的には、若干お話が出ていたと思うんですけど、そういう金額的な
ことも含めて、まず、どういうふうな積算でそういう金額っていうものを提示されたのかと
いうのは、もうちょっとね、議会の内容を見ても、要は資料ないんだよね。議会で議案を上
程して、私も見ているんだけど、それだけの問題を議会に上程するときに、ここに書いてあ
るような、放棄理由のこの内容ぐらいしか言わないで、議会に審議してくださいと。これじ
ゃやっぱりもっと、お金の事だとかそういうことも、なんでそういうお金なのかということ
も、ちゃんと市民の方にも十分わかるような形で、きちっとした資料を出して、それで審議
をお願いするというようなことが十分なんですかねと。いやこれからもやっぱり、ふと考え
たら、そんなこともちょっと気になるんだけど、よろしくお願いします。

（司会）

逐語録

他にすいません。マイクをお持ちしますので、マイクを待っていただけますでしょうか。

（市民）

南平に住んでいます、江口と申します。一つはですね、今までのいろんな審議会のいろいろな方向を見ていると、私どもなかなか参加いろいろ参加できないので、いろんな諸問題、市民のためにならないような諸問題がたくさんたくさんあるんですが、そういう問題について書面を一生懸命書いたり、行かれない方たちの気持ちも全部込めてやった署名なんかみんなボツにして、何かそういうその姿勢、一つありますね。それから、市議会の傍聴に行きましたら、居眠りしている人、それから横向いて話している人、それから最後に、決を取りますっていうときだけ手を挙げてそして決が決まる、こんな人かいてね、私本当にね、ふざけてんなと思ったんですよ、いつも行くたびにそう思いました。市長はいつも下を向いて、最終的には結論を出して、結局市議会の方向をあれするんでしょうけど。私今回のね、これいい結果だと思うんですよ。今まで出てきた判決はね、今までやってきた市議会の方向がはっきりと出たと私は思います。そしてしかもね、債権放棄については、市民は本当に頭にきていますよ、皆さん。それはね、一つやっぱり市議会全体が軽い気持ちで、不当な目的がなく不当な利益を得ていないため、市長がね、やってないからってということじゃなくて、あの市議会全体の責任じゃないですか、市議全体のこれはね。放棄していると思いますよ、私まずそこんところを言いたいと思います。それから市長さんは、やっぱり先ほどもいろいろお話していただきましたが、私あんまりよく聞こえませんでした。それから、いろんなこの問題については、何回もあそこの上からいって、デモを繰り返したり、それから現地に行って、この目で見たり、そういうことをしましたけれども、それも何のやっぱり役割にもならなかったですよ。だんだんと反対する人たちの声が大きくなっているにも関わらず、何でこのね、説明会を開く必要があるならば、きちんとした計画、それから方針をね、市民の協力を仰ぐために努力をなされなかったんですか。結局、署名の問題もそう、それから市議会のその態度もそう。私ね、本当にね今度そういうふざけた市議の方はね、全部落っこってほしい、もっとまじめにね、市議会のこと、市民のことを考えてくださる方たちに出てもらいたい、そういう意味があります。それも含めて、この判決は本当にね、必要な判決だったと思います。市長さんね、はっきり言って私も腹が煮えくりかえる思いで今日来んですけど、私、障害者の子がいますね、その子も本当に死ぬか生きるかの瀬戸際でいろいろやっているんですが、なんていうんですかね、自分の責任として、お辞めになるようなそういう責任っていうのはないんですか。前にね、そのお話に言ったときに、僕は責任を取って、この後の始末をしますっておっしゃっていらっしゃいましたけど、責任を取るっていう意味ではね、やめることが一つ大きな責任だと思いますよ。だから、改めて新しい市長さんに、この市民を任せるっていうことも必要じゃないかと思うんですけどね、私本当に今の市議会に対してはね、不満だらけです。それから、原告の方たちがこんなに頑張って努力していて、もうあと一回ありますよね、この説明会を開くんだったらもっと市民のためにね、声をね、聞いてください。いっぱいいろんな不満がありますよ。あります、ありますけれど、みんな貧乏な人が多いのであんまり発言できない。私なんかはね、図々しいからこう言い

逐語録

ますけど、本当にね、言葉としてね、自分が責任を持って、言葉として発信することは難しいですよ。本当にね、その辺をね、考えて、これからやっていって欲しいと思います。ぜひよろしくお願いします。原告の皆さん本当にご苦労様でした。

（司会

はい、じゃあ次、

（市民）

井上と申します。先ほどの男性の方がご発言された、その賠償責任の取り方についてのことなんですけれども、一応金銭問題については終結いたしましたという弁護士さんからのご発言がありましたように、債権放棄という形で終わってしまったかと思うんですけれども、これは最高裁の方から違法判決、公園内道路は違法ということでの賠償責任は2億5000万円、それを放棄するっていうことで終わってしまったわけなんですけど、最高裁の方への報告義務ってというのはあるのかどうか、もし、あるんだとしたらそれはいつ行われたのか、その文面はあるのか、それについてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

⇒（政策法務課長）

政策法務課長です。最高裁の報告義務ということなんですけれども、特にこの訴訟、判決が出た、確定した後っていうことで、そういった義務の報告、こういうふうになりましたよってことは、裁判所ってというのは、結局判決を出すところまでというものですから、その後の報告義務等は本件においては特にございません。

（司会）

すいません。次に移らさせていただきます。前の方

（市民）

すいません。多摩平の栗野と申します。質問は大きく2点あって、現場を見させていただきましたが、パッカー車がいかに通る専用通路を兼用工作物として認定することを公園の相互効用をおよそ高めるとはとても思えず、判決はこうなるのは必然かなと思います。それで、先ほど市長がお話になった。私は一番、最初に庁内ガバナンス、ガバナンスのことでちょっとお尋ねしたいんですが、こういうことを行うのに、庁内で当然、あの市長のトップダウンでもう最初からやったならいざ知らず、庁内で先ほど議論があったというようなお話があったんですが、それはちゃんとした会議で、会議録等を公開されているものでしょうか。当然、あの庁内が反対される方が、あるいは反対される課があったと思うんですが、そこら辺の状況について、お話しください。それともう1点は、やはり市長の責任のとり方で、あの債権放棄だとかこういうのは自治法で定められているので、法的にはなんの問題もないと思います。先ほど男性の方がご質問されたようにアッパーを決める条例を定めることができるように地方自治法改正されましたけど、国の指針として総務省令が出されておいて、首長はその上限が給与の定数6、要するに6年分の報酬を上限とするっていうような総務省令がなされておりまして。それで、6年っていても結構な金額に当然なろうかと市

逐語録

長ですから1000万相当の金額があるので、それを今回はご自身のご判断で1年っていうのを減額する条例、給与条例を出されておりますけど、まず6年っていう非常に重たい総務省令についてどのようにお考えになっているのか、またその6年に比してご自身は、たった1年のアップで済ませようとなさっている。ここの考え方についてご教示いただければと思います。以上です。

⇒(市長)

はい1点目のご質問で、当然トップダウンで決めたわけじゃなくて、担当課および担当課を超えた我々にしてみれば会議等が何段階かあって、この話を決定してきたわけでありまして、で、反対意見ってというのはなかったのかなという気はいたしますけれども、私のレベルでどこまでも行く、上がってくかわかりませんが、これについての反対という形での意見はなかったかなと思います。ただ、先ほど、さっき説明しましたように、いわゆる兼用工作物にする・しないということで、関係官庁から言われて、それをどうするかという話については、どうするって議論はもちろんありました。それから議事録については、それは公開できるようになっております。それから責任取り方の6年うんぬんで、すいません、あの恥ずかしながら自治法の改正平成29年ですかね、このこと私よく存じあげずに、この裁判に突入したというのが正直なところであります。既に裁判その前に提起されたということもありますし、遡及できませんのでということで、実はそのことはわからずに、後ほど6年分ということがわかったと、総務省の基準ですね。要は、そういう形で住民訴訟を受けた場合の市長の責任取り方として、そういうことが定められたという、したということでありませぬ。当然参考にすべきことかというふうに思いましたけれども、今回私自身が、6年分という話を、これは参酌基準なりますから、100%しなきゃならないってことではありませんが、それを基準にしてというのがかなり多いものですから、そうすべきかなと思いましたが、ちょっとそこまで自分自身が耐えきれないという思いで、自分自身の1年分という形にしたのが正直なところであります。以上です。

(司会)

次の方、お隣の、

(市民)

私、平山の佐藤なんですけど、やはり地理的に調べてみてですね、経験してこないとはっきりしたことは言えないんですよ。というのは自分の中に頭がこう考えたときですね、その地理が浮かんで来ないから。ここ地理が浮かぶってことは自分がその場所、要するにクリーンセンター入り口、それからどういうふうになっているのかな、そういう地理のあれをこう歩いて来たんですよ。そうすると、やはり自分の頭の中にも地理がある、言っていることがよくわかると。広場はどういうふうに作られているかということも実地で出てきました。そういう中で非常に素晴らしい、そういう運動場ができていますね。一つは、サッカー場、北川原公園の高台にあの二つができていますね。そういうところは素晴らしい。やはり、

逐語録

みんなに知らせるような宣伝がなされていなかったということが、やはり理解できない要因じゃないかと。やっぱり良い悪いははっきりさせた上で、こういうふうに進むと、それがね一番大切だと思うんですよ。なかなか今ここで話していますが、やはり短期間の中で、いい、悪い、これやっぱりはっきりさせなきゃいけないんですが、早くそういう時間がね、今まで取れてないものですから、今日いきなりやっても、なかなか理解に苦しむということがありますので、やはり、地図の中ばかりじゃなくて、自分自身が現地に行ってみて調べてみると、そういう関心も取らなきゃいけないじゃないか。ただ単に言われているだけじゃなくて。そういう中で、やはり自分としては、素晴らしい施設ができているんだなということを実感して、広い広場見てきました。なかなか素晴らしいスポーツ施設もできる、市民のためにもなっていくんだ、これははっきりしてきましたよね。その中でやっぱり何かお話しは出ていませんが、地下道を作って、どれだけ費用がかかるかって、そういうこともわからないまま、それでどういうふうにするかもわからない。こういう会議の中でもって、はっきりさせて行くんじゃないかと、これから今後ね。そういうことをやっぱり一つ一つ、責任持ってやると。周りの人にこういうふうに、日野市の人は進んでいこう。そういうね、気持ちがあっさりしないと、ただ単に会議だけで、これはなかなかね、あの時間がありませんからね、やっぱり理解しろとか何か言ってもなかなか理解できないんじゃないか。だから、やっぱり自分自身がそういうことを学ぶ中で、市としてこういうふうに臨みたいと、そういうね、やっぱり要求を出してもいいし、なんで今までそういうことができなかつたかということの反省の上に立っても、やはり市なら市、議員なら議員、市長なら市長、そういう人たちが一堂に会しながら市を進めて、市議会を進めていくという、会になっていないところに問題あるんだと、そういうふうに思いますから、これから、この場所から変わっていただきたいと、市民のためにどういうふうに尽くすのか、これが基本です。市長としては、やはり、みんなの意見を尊重して、これからやっていくんだということがこの文書の中に表れていると思いますので、これからもう一つ頑張って一つやっていただきたい。歴代の市長の中でね、有田さんとか、森田さん、立派な方が居るんですよ。市長もそういうね、人になってもらいたい。市民のために尽くす、不動でもって自分が持ったら信念を貫く。そういう市長であってほしいと。市民のために自分が一番、どういうふうにとったらいいのかってことを一つ勉強していただいて、市民のためにも尽くしていただくようなそういう市長になっていただきたいなというふうに思います。

（司会）

ありがとうございます。ちょっと事務局の方から補足させていただきます。今ご発言あった方からの広場の部分なんですけれども、浅川水再生センターのところの施設ができているところの屋上というか、のところにサッカー場ができているというような、ご意見としては素晴らしいものができているというようなご発言があったというところでございます。写真なんですけど、すいません1枚しかなくて申し訳ないんですけども、このような形で広いサッカー場として使われているところでございます。屋上というところがですね、ちょっとわかりづらいかもしれませんが、こちらがですね、下水道処理施設として整備を

逐語録

したものの上にグラウンドができていような状況でございます。こちら側がですね、ちょっと写真があれなんですけど、こちら辺にですね、もう、完成しているところがございまして、こちら側が広場として借りている、まだ下水道の施設ができてないところを広場として一部使わせていただいている状況でございます。ちょっとわかりづらいところがあるかと思うので、完成したところにつきましては、屋上というか、覆蓋あの蓋をかけた上のところについては、随時サッカー場等の整備をしてですね、あのグラウンドとして使用をしていただいているような形になっております。あともう一点、今後なんですけども、今日の説明会については、この報告、これまでの経過とかですね、そういうものを報告する場となっております。今後検討会で今いただいた、今後どうして行くのかというところをご議論いただいて、一つの解決策を導いていこうかなと思っています。そこが出てきましたら、何らかの形でですね、また市民の方にご報告をさせていただく場を設けようかなというふうに考えているところでございます。ご意見ありがとうございました。

(司会)

他にございますでしょうか。1回目の方がいらっしゃれば、隣の方。

(市民)

どうも貴重な時間をいただきましてありがとうございます。私はですね、どちらかという将来のことがちょっと心配だなと。過去は過去としてね、これしかないなって思いますんで、将来のことがちょっと気になりますんで、何点かお伺いしたいと思います。まず1点目なんですけども、覚書書の中にあります、第九条になりますかね。ここに、おおむね30年とこう書いてありますね。話の中に30年、30年って出てきたり、概ねってついたりしているんですけど、この概ねっていうのはどのぐらいのことを言うのかなというのが、正直気になるんですね。30年後、きっとこれは新たな問題になったときにですね、当事者もいなくなっているわけですよね、きっとね。そうすると、さて、これが30年でピシッと行くのかなというんで、概ねは大体どのぐらいになるのかなっていうのが一つ。併せて30年である意味では、市民の合意を得るというポイントだったと思うんですけども、他都市でですね、こういう例がどっかにあるのかなのかということが二つ目。さらに、過去で30年で置いて30年経っちゃったと、どっか新しいところに行ったときにですね、いや新しいとはできないんで、やっぱり我慢してくださいよといった事例が他都市であるのかなのか、もしおわかりだったら教えていただきたいと思います。2点目。この30年なんですけども、いつから30年になるのかなということなんです。覚書書の年数を見ると、もうかなりたっているなあということになるとね、小金井も国分寺も新たに製造工場を建てるとなれば、すぐ10年20年経っちゃいますからね。そんなことで、30年っていうのは、スタートはいつからなのかなっていうのが2点目です。3点目、3点目はですね、都市計画の変更という話がまた出ているようなんですけども、この変更する場合のまず一連の手続きですね。どういう手続きを踏んでいくのかということがちょっとわからないんで教えていただきたいと。2点目なんですけども、この都市計画の変更していく中で、もし住民の反対が一部でもあっ

逐語録

たらですね、強引に突っ走るのか、それとも俗に言う全員合意ですよ、という形でいくのか、この都市計画の変更について、3点目教えていただきたいと。あと1点ですけども、合意書、合意書をですね、16ページの合意書の一番のところにですね、住民の合意のもとに検討を進めるっていうんですけども、この住民の合意っていうのは、なかなか100%合意というのはなかなか難しいと思うんですけども、住民の合意というのはどのぐらいのことを考えていらっしゃるのか教えていただきたいと。長くなっちゃったんで申し訳ないんですけど最後にですね、20ページですか。20ページに大変いいことが書いてあったんですね。今後の取り組みの中の方針ですよ。方針でですね。一点目は当然ですね、この裁判で。2点目なんです、行政に対する信頼を回復すると。これは文字で書きますけども、かなりの信頼を失っていますよね。これをどうやって解決するかと。これは至難の技じゃないのかなと思ってますんで。3点目ですね、これも立派だと思ったんですけども、新たな住民同士の意見対立を招かないと、ここの方針も立派だなんて思ってね、今後この方針に沿って検討していくわけでしょうね。ぜひ大変でしょうけども、頑張ってくださいと思います。最後に原告団の方にちょっとお礼、住民としてもね、一般的にね、こういう反対ってのは、ここまでいかないんですね。でも、最後までよくここまで頑張ったなと、市民のためにね。ということで、一市民としてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。以上です。長くなっちゃってすみません。

⇒ (市長)

はい、おおむね30年ということですね。いつからかという話をまず、稼働後ということで、稼働は令和2年4月ですから、そこから30年ということになります。要は可燃ごみのストーカ炉の、要は寿命がですね、大体30年ぐらいなんですね。ですから、それを目安に、次どうするかを考えるという言い方をしております。そこできちんと言っていないということで、ただ今後の取り組みとしてはおおむね30年で言いましたけど当然、30年経ってから始めるわけじゃなくてもっと早くですね、早い段階で当然国分寺、小金井と話し合っていかなきゃなりませんので、当然そのための動きを強めてやっていくという話になります。で、こういう例があるかということについては、ちょっと私もですね、調べてなくてすみません、過去にごみに限らずですねいわゆる迷惑施設も含めて、一部事務組合で、複数の事務を複数の自治体でやるということは当然過去にありますから、その動きについて、ちょっとすみませんが勉強不足でありまして、調べさせていただきたいというふうに思います。それから、都市計画の変更の手続き、これはまちづくり部長の方から、

⇒ (まちづくり部長)

まちづくり部長の岡田です。一般的な都市計画の変更手続きですけども、手続きは都市計画法と、それから市のまちづくり条例っていうこの2つでどういう手続きを踏まなきゃいけないかっていうのが定められておりまして、うちのまちづくり条例の中では、まず2回ほど、あの市民に対する説明会を開催しなきゃいけないってことになっております。まず1回目は、その地域のその当該地に近い方を対象に、まず

逐語録

ご意見を、まず市の案を説明して意見を聞きなさいということになっておりますんで、まずその意見を市として聞いて、じゃあ次に、進めるかどうかというのを一旦そこで判断して、もしそのまま進めるとかであれば、次には東京都に対して協議というのをしなきゃいけないっていうことになっております。もしそこで、あの市民の反対が多くて、都市計画の変更案をやり直そうってことであれば、もう1回振り出しに戻って、新しい案で再度説明をするような形でやります。2回目、東京都の方の協議でいいんじゃないのっていう東京都からの許可とまではいかないんですが、まず協議をして、そこでどうしても東京都がいいっていわなければ、次に進めないわけではないんですけども、大概あの東京都さんがいいというふうに言った場合に、もう一度説明会をさせていただいて、それについては特にどなたを対象ってことではなくて、市民を対象に説明会をやって、ご意見があれば全てご意見はいただくというところで、そのご意見と市の案を都市計画審議会という、市長の附属機関の、あの市長に諮問する審議会というのが市にもございますので、そちらに付議をさせていただいて、その中で、市民の方の反対意見も賛成意見も含めて、専門家の方それから市民委員の方、そういう審議会の中で、まず承認がいただければ、次の段階として最後は市長が決定、変更するかどうか判断する、そういう流れになります。以上です。

⇒（市長）

あと、今後の違法性解消に向けた信頼回復とか、意見対立を招かないということについてご質問というか、大変だなというご意見いただきました。今回一連の問題は市が説明は皆さんにするけれども、決定は行政がやって、今回のようなことになったということがあります。今回、違法性解消案については市民の皆様、原告団、行政が話し合っただけでそこから出てきたものについて、さらに一緒にどうやって全体の合意を取るかを考えてやっていくということで、これまでと全く手法を変えた形でありますので、それを通じて信頼を回復し、また住民同士の意見対立を招かないようにやっていきたいと思っております。既に原告団の方々と我々は、例えば世田谷などの過去に住民の紛争があったその解決策の会議、会議のやり方などを視察しながらですね、今後に向けて、そういう準備をしつつ考えております。以上です。

（司会）

それでは、前の黒い、

（市民）

平山の萩原と申します。やや今の前の方の発言にほとんど同じなんですが、この合意にですね、結び付けてくれたこと本当に私達の市民を代表してですね、そういう合意の文章だということ、今私は納得しました。それでですね、やはり私の思いなんですが、市議会がですね、ずっとやはりこの問題も含めて、強引にその市民の思いを、ほとんど汲み取らないで、中身を十分に審議しないで進めちゃうっていうことと、それから、この行政に携わる市ですね行政職の問題もですね、かなり私はあるんじゃないか。やはり市民に応えるようなです

逐語録

ね、市政をやってくつていう心構えが、やはり全体的に私は足りないように気がしました。そういった点でこの市議会がもう少し住民に顔を向けることと、それから市の行政がですね、元々、行政ってのは市民立場に立ってなきゃいけないんだけど、私も含めて私の周りの多くの方たちはですね、そういう行政への不満というのがあります。やはり不親切だっていう感情をですね。持っております。一つですね、でも最近あったことなんです、私、ゲートボールをやっているんですがね、突然電話がかかってきて、ゲートボールの会場の倉庫を使うなという電話がかかったんですよ。これは、やはり私も突然で、理由もはっきりしないし、本当に困っていろいろと意見申し上げたんですが、そのまま強引にですね、こっちの行政のあれをわかってくれないってことで切られちゃったんですよ。ところが、今度あの新しい課長さんに変ったらしくて、私本当はお礼に行かなくちゃいけないんですが、電話をいただきましてね。いや今まで通りに使ってくださいと。ということで、あの使って何ら差し支えないものはやっぱり、使うものの市民の立場に立ってですね、行政を行っていくこと非常に大事じゃないかという一つの例なんです、そういうものが市政を今後もですね、この合意の文章、本当に民主主義が少し戻って来たのかなっていう感じをして嬉しく思っています。そういう市政を今後ですね、私も期待したいと思います。以上です。

(司会)

ありがとうございます。すいません。残り時間も10分少々になりました。まだ、あのご発言されてない方でいらっしゃる。大丈夫ですか。そしたら何人、2回目で、はい。前の方、

(市民)

今、出たのはですね、30年間、30年間って本当に長いですよ。これから先1年2年だって長いのにさ、そういうね、あれはね少しね、おかしいんじゃないかと思うんです。今現在どういうふうにしていったならば、日野市の発展があるか、市民のためにどういうふうになって、生活が安定できるようなことがあるか。これをね、やっぱり考えないと。30年先、責任持てませんよ、そういうあれは。そこのところがまだまだ足りないなと。ただ言うのでなく、みんなにこうしたら、良くなる、政治ができるんだ、これ市長、堂々とあれですよ、証明しなきゃ駄目でしょ。私はこういうふうにやっていくんだ。30年間、全く納得できません。そういうあれはね、やっぱりね、やめていただいて、日常普段こういうことだということを、それは30年間も続いていきますね、毎回毎回やっているわけですよ、日に日に1時間でも2時間でもそれは大切な時間なんですよ。それを30年、これはおおよそナンセンスだと思います。そういう気持ちがあるんだったら、1日1日市民のため、どういう風に尽くしたら良くなるのか。それはやっぱり責任持ってやっていただく、というふうに私は思いますので、そういう線で、進めていくと、今日のいろんな問題もですね、やはり今日の皆さんの発言がどのように生かされるかということが続いていくわけです。それでみんなが相談してみんなが決めて、市長が実行するぞ。これ一番、最高の道じゃないかと。今この道が一番時間的に発展の道になると、こういう思います。あんまり言っちゃあれですけど。

逐語録

（司会）

他にどなたかありますでしょうか。あと

⇒（市長）

あとですね、概ね30年間ということで覚書を結んでやってきています。原告団の合意もあるように、直ちに協議をするつまり、30年後に任せるんじゃないで、今のうちから両市と協議をし、工程表を出していくということは、既に始めておりますけども、より今回の判決を踏まえて明確にそれをさせていただきたいと思っておりますので、30年後に投げているわけじゃなくて、当然日常的な努力、それを両市と話し合いをしながら、ということで、工程表も含めて、市民の皆さんにお示しをし、ということはやっていききたいと思っております。

（司会）

すいませんでした。あと手を挙げている方、お二人方なので。ちょっと順番でやらせて・・・すいません、もう時間もあれですので簡潔にお願いします。

（市民）

はい、簡潔にいきます。ちょっと前にも質問したと思うんですけども、この原告団との合意書の中の1項目の部分なんですけども、ちょっと原告団の方、市もそうなんですけども、合意されたってということなんですけども、この中の歴史的経緯とかって今こういうことを出しているけれども、最初から市もみんなわかっていたんだと思うんですけども、この同公園の早期実現とそのごみ搬入路の設置が求められていることを踏まえて、と書いてあるんですけども、同公園の早期実現っていう、これ、原告団の皆さんも、結局どういうことでの文面はここに書かれているのか。その早期実現って、本当に実現できるって思っているんですか。ちょっとそこも含めて、ちょっと原告団の人にも、ちょっとお伺いしたいところがあるんですよ。これ誤解されると、多分いけないことだし、何か考えがあって、こういうその記載になっているのか。ちょっと教えていただきたいんですけど。

⇒（原告団代表）

原告団の中谷です。早期実現の意味はということなのかということなんですけど、ご承知のようにバイパスから上流側は日野市の土地で、下流側が、東京都の下水道局、下水道の施設の、下水道施設にするということと、公園にするという二重の都市計画かかっています。だから、施設ができないと、それ以上に拡張できないということは当然承知しております。ただ、今後の見通しとして、人口の計画などを考えると、流域の人口などの増は当然見込めませんし、そのまま草ぼうぼうにしといていいのか。今広場として暫定的に使っていますけれども、そういうふうな施設を作る前でも、もっと市民のために使えるような、そういうふうな整備というのは、東京都などと交渉すれば可能ではないかというふうに考えています。また公園といってもただ土盛りすればいいっていうのは、かなり昔の技術の水準で、もう、今、公園の技術的な水準

逐語録

から言えば、もっと自然の豊かな、例え施設の上で作るにしてもですね、豊かな公園のイメージというのは作れると思いますし、そういうふうな方向も探求できるような議論を始めたいと、そんなふうな意味で、この早期実現ということを書かせていただきました。そういう提起をさせていただきました。以上です。

（司会）

すいません。次に、すいません。簡潔にお願いしたいと思います。

（市民）

私は非常に感情的なものの言い方しかできませんのでね、先ほども、きちっと市民のためのこと考えてやね、やってほしいということを申し上げたんですけど、市長さんからの責任に対する、お言葉をいただいてないので、ぜひ一つ言ってください。それともう一つ、市議会で、私達は本当に爪に火を灯すような生活をして、年金でやっているんですけど、2億5000万っていかお金はですね、大変なお金ですよ。それを無駄になんか勝手に決めちゃって、それでもう反故にして、しかもこれからまた相当お金がかかると思うんです。そういうことに対しての、本当に心からの反省をしてほしい。そう思います。これは本当に一主婦、みんなそういうふうに思っています。

⇒（市長）

最初のご質問はやめるべきだというふうに、最初にご発言された。そのこともこの問題が起きたときに、当然そのことも頭をよぎりましたが、今回はこの問題を違法性解消に向けて市民合意のもとに進めるということで責任を果たそうとっておりますので今のところやめるということは考えておりません。現時点では、以上です。

（市民）

2度目で申し訳ございません。この地図のですね、私は門前でいつも立っている井上と申しますけれども、浅川堤防のその道路を使って、日野市の可燃ごみだけは元のとおりに通して、とりあえず違法を解消、3分の1の市が果たして、違法解消の一助となる。そういう話から門前で立って、午後の大坂上でも立つ予定なんですけれども、このことについては、先ほど違法性解消に向けて原告団との合意書ってというのが1から4まで項目がございますけれども、1について私は他市のごみを受け入れることを大前提とした内容では、どうしても納得、やっぱしできないという立場から、原告団を辞退させていただいたものなんですけれども、それはやはり浅川堤防道路を使うってということについて、最初からその判断、案については受け入れられないし、ありえないってことを言われました。副市長さんから言われました。やはり、これはあらゆる方策を検討してということから、最初から排除されていたら、私は原告団をやるつもりはなかったんですが、将来的に話し合いの中で、小金井、国分寺市との話も含めて、何年かかるかわからないけれど、やはり自分のところのごみは自分たちで処理しようよっていう、大前提があれば、原告団としても協議のテーブルについてもいいかなっていう、そういう責任を持って参加してまいりました。ところが、話が進むにつ

逐語録

れて、あなたの案は、元々日野市のごみは、浅川堤防通って、プラスチックも可燃ごみも不燃ごみも全部浅川堤防だったんですけれど、それが3市の共同、要は共同になってから、違法道路は出来ちゃったは、ごみの運搬は、プラスチックと不燃だけは浅川堤防になっているっていうこと、現状からスタートしたならば、そもそも、もうごみが入ってきちゃっているんだから、そこからスタートすればいいじゃないかっていう議論と、いや、そうじゃないでしょ最初は一緒にやるなんて話じゃなかったんだから、私は浅川堤防を今後も日野市のごみだけは、その違法道路を通らないでやってくださいよってという提案をしているんです。だけど、それがあなたのことは、もうその最初っから検討のところには乗っからないんだよって言われて、私は原告団としては辞退しております。そここのところをどうして浅川堤のところを日野市のごみが通らない、通るのがまずいのか。周辺住民の方の反対があった当初、あの市長さんおっしゃいました、話し合いの中で、その課題があったということで、ページ8のところ、8じゃない、12ページのところで、周辺住民の方々との話し合いの、その中で、記録があると先ほどもおっしゃいましたけれど、できるだけそのごみは浅川堤防じゃなくて多摩川堤防の方を通るようにって、というような話が、新石自治会っていう、周辺自治会から出されていたってことは私も聞いております。だけれども、だからと言って、そこはもう最初から駄目だっということのを判子押したように、譲らないんじゃないで、日野市のごみだけは違法解消を速やかにするっていう、そここのところを最初から排除された私は、だから、門前で立ってアピールしているんですね。それはどこが悪いのかをお聞かせください。お願いしたいいたします。

⇒（市長）

原告団との合意は、今おっしゃるような未来に向けての形になっておりますが、今後、原告団と私どもで当然違法性の解消はその2者だけではなくて、いろんな意見を聞いていくわけです。その中にはいろいろあらゆる方策と申し上げましたので、今井上さんがおっしゃったようなことも含めて、どうするかと。当然、まな板に乗せます。その上で、それが可能かどうかも含めてという話になりますんで、原告団の合意の段階と今後の方策についてあらゆるというふうに申し上げましたから、いろんな可能性をもちろん探っていきますので、過去のこの説明会のどっかの会場でもですね、そもそも3市のごみ共同化をやめにしてってという案はないのかと。もちろん、そうすることによってどうするという議論もですね、当然排除いたしませんので、これから行う検討会においてはそういう形でやっていきたいと思っております。ただ、原告団と我々の合意は、ここに書いてある通りの合意になったと。もう過去になりましたから、これはもうどうしようもないわけです。これに基づいて今回もやっております。これ意味があったと思っておりますが、あらゆる方策を検討するという中には、おっしゃったようなことも含めて、あらゆる方策を検討していきたいと思っております。以上です。

（司会）

逐語録

定刻すぎましたので、最後にお一方ということで、簡潔にすいません、お願いいたします。

（市民）

高幡の疋田と申します。今までのご意見の方にちょっと、申し訳ないんですが、このごみ搬入路を設置したことにより、地元の方から私もそんな被害を受けたとか、損害を受けたっていう話をあまり聞いてないんですけども、どんな損害をこうむったのか。で、私は裁判の内容としては、原告団のおっしゃる通りその都市計画法に違反したということの一点が、市の不手際だったと思います。で、その進入路ができたことによる功績も非常に大きかったと思うんですよ、向こう側からずっといなげやの方から回らないで、交通もですね、あそこいつも、新井橋の方からずっと混んでいますし、非常にその辺も良かったんじゃないかなということで、ですね、市民の中には、そういう私のような意見の方も、たくさんいるということですね、市の行政の方も自信を持ってですね、これからもやっていただければと思います。原告団の方もですね、非常にあの、窪田弁護士さんも私も昔から尊敬していますし、この合意内容も非常に原告団として常識的な合意ではないかなというふうに私は思っております。最後にそういうことで、このただ一つ、都市計画法に違反したということは、原告団のおっしゃる通りなんですけども、その他にそんなに市民がこういうことによって損害をこうむったのか、その辺を私はちょっと疑問に思いましたので、述べさせていただきました。ありがとうございました。

（司会）

すいません、定刻をもう締め切りました、すいません。すいません、それはもうやりとりではなくて、今のことについてということで、もうすいません、定刻を終わりましたので、はい先ほども1名の方ということで最後ということになりましたんで、もしご意見がございましたらアンケート調査票の方をお配りしておりますので、そちらにお書きいただければと思います。他にそれとは別にですね、開催案内の方にもですねQRコードを示しておりますので、そちらをご利用してご意見等をいただければと思います。今回、第7回目となります。今日の午後8回目で終わりとなるんですけども、様々な皆様からですね、様々な意見をいただいております。こちらにつきましては、これから始める解決策の検討にも生かしていきたいと思っております。またその検討結果やですね、結果につきましては、何らかの形で市民の方、皆様にですね、ご報告をさせていただければと思っております。本日ちょっと定刻過ぎましたけれども長時間にわたり皆様にご協力いただきましてありがとうございます。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

”